

23水漁第1841号  
平成24年3月13日

水産政策審議会  
会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁業法第58条第1項の規定に基づく公示について（諮問第213号）

次に掲げる漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第1項の規定に基づく公示を別添のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

- (1) 沖合底びき網漁業
- (2) 以西底びき網漁業
- (3) 遠洋底びき網漁業
- (4) 大中型まき網漁業
- (5) 遠洋かつお・まぐろ漁業
- (6) 近海かつお・まぐろ漁業
- (7) 北太平洋さんま漁業
- (8) 日本海べにずわいがに漁業
- (9) いか釣り漁業



(1) 沖合底びき網漁業についての許可又は起業の認可に関する公示  
について

沖合底びき網漁業の許可の有効期間は、平成24年7月31日に満了することとなっており、同年8月1日に新たな許可又は起業の認可をする必要がある。このため、別紙の告示案のとおり当該許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたい。

公示隻数は次のとおりである。	383隻
以西底びき網漁業入会船	13隻
その他	370隻



○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、沖合底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数

操業区域	漁業の方法	総トン数		隻数	備考 (階層名)
		旧トン数	新トン数		
一 操業区域（別記一の操業区域をいう。以下同じ。） の1	一 そうびき	一五トン以上 八五トン未満	一五トン以上 一二六トン未満	一五	
二 操業区域の2及び3	一 そうびき	一五トン以上	一五トン以上		

	八 作業区域の8及び9	一五トン以上 七六トン未満	一三	
三 作業区域の2及び4	一そうびき	一五トン以上 八五トン未満	一五トン以上 一二六トン未満	二四
四 作業区域の5から7まで 及び28	一そうびき	一五トン以上 八五トン未満	一五トン以上 一二六トン未満	一四
五 作業区域の5、7及び28	一そうびき	一五トン以上 八五トン未満	一五トン以上 一二六トン未満	三
六 作業区域の5及び9	一そうびき及 び二そうびき	一五トン以上 五〇トン未満	一五トン以上 七六トン未満	一
七 作業区域の5及び28	一そうびき	一五トン以上 五〇トン未満	一五トン以上 七六トン未満	一
八 作業区域の8及び9	一そうびき及 び二そうびき	一五トン以上 五〇トン未満	一五トン以上 七六トン未満	一三

九

十一 操業区域の11及び6										
	一そうびき		一そうびき及 び二そうびき		一そうびき		一そうびき及 び二そうびき		一そうびき	
	一五トン以上	五〇トン未満	一五トン以上	三〇トン未満	一五トン以上	五〇トン未満	一五トン以上	三〇トン未満	一五トン以上	五〇トン未満
	一五トン以上	七六トン未満	一五トン以上	四一トン未満	一五トン以上	七六トン未満	一五トン以上	四一トン未満	一五トン以上	七六トン未満
		一	一七	一	四	一	二			
		(二)	(一)	(二)	(一)					

13	十六 操業区域の14、17及び	一 そうびき	三〇トン未満	四一トン未満	一	
			一五トン以上	一五トン以上		
十五	操業区域の14	一 そうびき	三〇トン未満	四一トン未満	一	
			一五トン以上	一五トン以上		
十四	操業区域の12の3	一 そうびき	三〇トン未満	四一トン未満	六	
			一五トン以上	一五トン以上		
十三	操業区域の12の2	一 そうびき	三〇トン未満	四一トン未満	二	
			一五トン以上	一五トン以上		
十二	操業区域の12	一 そうびき	五〇トン未満	七六トン未満	二	(二)
			一五トン以上	一五トン以上		
			三〇トン未満	四一トン未満	二	(一)
			一五トン以上	一五トン以上		
			八五トン未満	一二六トン未満	一	



十七	操業区域の14及び17	一そうびき	一五トン以上	一五トン以上	一	
十八	操業区域の15、17及び	一そうびき	一五トン以上	一五トン以上	二	
13			三〇トン未満	四一トン未満		
十九	操業区域の15及び17	一そうびき	一五トン以上	一五トン以上	一	
二十	操業区域の18	一そうびき及び二そうびき	一五トン以上 三〇トン未満	一五トン以上 四一トン未満	二	
二十一	操業区域の20	一そうびき	一五トン以上 三〇トン未満	一五トン以上 四一トン未満	二	
二十二	操業区域の21	一そうびき又は二そうびき	一五トン以上 三〇トン未満	一五トン以上 四一トン未満	一	(一)
		一そうびき及	一五トン以上	一五トン以上		

	び二そうびき	三〇トン未満	四一トン未満	一	(二)
二十三 操業区域の22	一そうびき又 は二そうびき	一五トン以上 八五トン未満	一五トン以上 一二六トン未満	二	
二十四 操業区域の23及び24	一そうびき又 は二そうびき	一五トン以上 八五トン未満	一五トン以上 一二六トン未満	一	
二十五 操業区域の29	一そうびき	一五トン以上 三〇トン未満	一五トン以上 四一トン未満	一五	
二十六 操業区域の29、5及び26	一そうびき	一五トン以上 三〇トン未満	一五トン以上 四一トン未満	二	(一)
		一五トン以上 五〇トン未満	一五トン以上 七六トン未満	二	(二)
二十七 操業区域の29及び26	一そうびき	一五トン以上 三〇トン未満	一五トン以上 四一トン未満	一	

二十八 操業区域の30		一そうびき		一五トン以上	一五トン以上	三	
二十九 操業区域の32		一そうびき		三〇トン未満	四一トン未満	三	
三十 操業区域の32及び26		一そうびき		一五トン以上	一五トン以上	一三	(一)
				三〇トン未満	四一トン未満	三	
				一五トン以上	一五トン以上	三	(二)
				五〇トン未満	七六トン未満	二	(二)
三十一 操業区域の33及び26		一そうびき		一五トン以上	一五トン以上	九	(一)
				三〇トン未満	四一トン未満	九	(一)
				一五トン以上	一五トン以上	二	(二)
				五〇トン未満	七六トン未満	二	(二)
				一五トン以上	一五トン以上		

三十二 操業区域の34及び26		一そうびき		六五トン未満		九六トン未満		一		(三)	
三十三 操業区域の35		一そうびき		一五トン以上 三〇トン未満		一五トン以上 四一トン未満		一		(一)	
三十四 操業区域の35及び26		一そうびき		一五トン以上 三〇トン未満		一五トン以上 四一トン未満		一		(二)	
				一五トン以上 六五トン未満		一五トン以上 九六トン未満		六		(三)	
				一五トン以上 五〇トン未満		一五トン以上 七六トン未満		八		(二)	
				一五トン以上 三〇トン未満		一五トン以上 四一トン未満		一		(一)	
				一五トン以上 六五トン未満		一五トン以上 九六トン未満		一		(三)	

三十八 操業区域の40	び 26	三十七 操業区域の38、41及					三十六 操業区域の38及び26	三十五 操業区域の37及び26
一そうびき又	一そうびき	一そうびき					一そうびき	一そうびき
一五トン以上	六五トン未満	一五トン以上	八五トン未満	一五トン以上	六五トン未満	一五トン以上	一五トン以上	
一五トン以上	九六トン未満	一五トン以上	一二六トン未満	一五トン以上	九六トン未満	一五トン以上	一五トン以上	
	九	一		四九	七	四	一	
			(四)	(三)	(二)	(一)		

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年 月 日から同年 月 日まで

三十九 操業区域の43	は二そうびき 一そうびき又	六五トン未満 一五トン以上	九六トン未満 一五トン以上	二	六
四十 操業区域の43及び46	は二そうびき 一そうびき又	五〇トン未満 一五トン以上	七六トン未満 一五トン以上	八	
四十一 操業区域の44及び46	は二そうびき 一そうびき又	五〇トン未満 一五トン以上	七六トン未満 一五トン以上	二〇	
四十二 操業区域の45及び46	は二そうびき 一そうびき又	五〇トン未満 一五トン以上	七六トン未満 一五トン以上	二	
四十三 操業区域の47	は二そうびき 一そうびき及	一五〇トン未満 一五トン以上	一八五トン未満 一五トン以上	一三	

- 1 この告示に係る許可の有効期間は、平成三十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。
- 2 この告示において「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。
- 3 総トン数の欄に掲げる総トン数の区分ごとの隻数のうちには、当該区分のうち旧トン数の区分を超えてる旧トン数の船舶であつて、当該船舶の総トン数から現に当該船舶について受けている沖合底びき網漁業の許可又は起業の認可（当該船舶についてのこの告示に係る許可又は起業の認可の申請が漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第一条の五第二項、第一条の七第一項若しくは第二項又は第一条の八の規定の適用を受ける場合には、従前の許可又は起業の認可）の制限又は条件により補充トン数として使用し得ないこととされているトン数に〇・〇一トンを加算したトン数を控除して得たトン数が当該区分に属するものについて許可又は起業の認可をすべき隻数を含むものとする。

4 水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため当該船舶の大型化を図ることが適当であると認められた場合には、当該船舶の総トン数は、当該総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数とみなす。

5 この告示に係る許可又は起業の認可には、次の表の上欄に掲げる区分に従い、おおむね同表の下欄に掲げる制限又は条件を付けることがある。

区 分	制 限 又 は 条 件
1 操業区域の1又は2に係るもの	制限又は条件（別記二の制限又は条件をいう。以下同じ。）の1、8、10及び66から68まで
2 操業区域の1又は2に係るものであつて、北海道オホーツク海沿岸の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の10及び66から68まで
3 操業区域の2に係るものであつて、北海道太平洋沿岸の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の4、5、10及び66から68まで



- 4 操業区域の3に係るもの
- 5 操業区域の3又は4に係るもの
- 6 操業区域の4に係るものであって、北海道オホーツク海沿岸の港を主たる漁業根拠地とするもの
- 7 操業区域の6に係るもの
- 8 操業区域の7に係るもの
- 9 操業区域の8に係るもの
- 10 操業区域の10又は11に係るものであって、宮城県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの

- 制限又は条件の3、10及び66から68まで
- 制限又は条件の2、8から11まで及び66から68まで
- 制限又は条件の6、7、10及び66から68まで
- 制限又は条件の18、21、22及び66から68まで
- 制限又は条件の12、14、22及び66から68まで又は13、14、22及び66から68まで
- 制限又は条件の15及び66から68まで又は16、17及び66から68まで
- 制限又は条件の19及び66から68まで又は19、20及び66から68まで

11 操業区域の12に係るものであって、茨城県又は千葉県 の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の23及び66から68まで
12 操業区域の14に係るもの	制限又は条件の24及び66から68まで
13 操業区域の17に係るものであって、愛知県の区域内の 港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の25、26及び66から68まで 又は27、28及び66から68まで
14 操業区域の17に係るものであって、和歌山県の区域内 の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の25、26及び66から68まで
15 操業区域の21に係るもの	制限又は条件の29及び66から68まで又は 30、31及び66から68まで
16 操業区域の22、23又は24に係るもの	制限又は条件の32から34まで及び66から 68まで
17 操業区域の18、20、21に係るもの	制限又は条件の66から68まで
18 操業区域の29に係るものであって、青森県の区域内の	制限又は条件の37及び66から68まで

港を主たる漁業根拠地とするもの

19 操業区域の29に係るものであつて、秋田県八森港を主たる漁業根拠地とするもの

20 操業区域の29に係るものであつて、秋田県金浦港を主たる漁業根拠地とするもの

21 操業区域の33に係るもの

22 操業区域の34に係るもの

23 操業区域の37に係るもの

24 操業区域の38に係るものであつて、兵庫県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの

25 操業区域の38に係るものであつて、鳥取県の区域内の

制限又は条件の36、38及び66から68まで

制限又は条件の35、38及び66から68まで

制限又は条件の39及び66から68まで

制限又は条件の40から42まで及び66から

68まで又は43、44及び66から68まで

制限又は条件の49、50、59及び66から68まで

制限又は条件の45から49まで、58及び66から68まで

制限又は条件の45、46、51、52、60及び

港を主たる漁業根拠地とするもの	66から68まで
26 操業区域の40に係るものであって、鳥取県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の53から55まで、61及び66から68まで
27 操業区域の40に係るものであって、島根県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の56、62及び66から68まで
28 操業区域の43に係るもの	制限又は条件の57、63及び66から68まで
29 操業区域の46に係るものであって、島根県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の64、65及び66から68まで
30 操業区域の46に係るものであって、山口県又は福岡県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の64及び66から68まで

別記一 操業区域

(北海道区)

1 東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西のオホーツク海の海域及び北海道松前郡松前町白神岬突端

正西の線以北の日本海の海域

2 東経百五十二度五十九分四十六秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域

3 東経百五十二度五十九分四十六秒の線と北海道北斗市葛登支岬突端から青森県下北郡東通村尻屋埼突端を通る線との両線間における太平洋の海域

4 東経百五十二度五十九分四十六秒の線と北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正南の線との両線間における太平洋の海域

(太平洋北区)

5 北緯四十二度一分東経百四十三度九分二秒の点(旧幌泉灯台中心点)から青森県下北郡大間町大間埼突端に至る線、北海道函館市恵山岬突端から同県下北郡東通村尻屋埼突端に至る線のうち恵山岬突端から同線と同県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から同海岸線を青森岩手両県界に至る線、同県界正東の線及び東経百四十二度二十九分四十七秒の線により囲まれた海域

6 東経百五十二度五十九分四十六秒の線と択捉島ウエンシリ岬突端百五十度の線との両線間における

太平洋の海域

7 北海道浦河郡浦河町浦河灯台正南の線以東、北緯四十二度四十分九秒の線以南の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。

(1) 次の各点を順次に結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域

イ 北海道浦河郡浦河町浦河灯台

ロ 北海道浦河郡浦河町浦河灯台南西の線上北緯四十二度九秒の点

ハ 北緯四十二度一分東経百四十三度九分二秒の点（旧幌泉灯台中心点）南西の線上北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台十五海里の点

ニ 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正東十五海里の点

ホ 北海道中川郡豊頃町十勝大津灯台百三十二度十海里の点

ヘ 北海道釧路市釧路埼灯台二百二十六度の線と北緯四十二度四十分九秒の線との交点

ト 北緯四十二度四十分九秒の線と北海道中川郡の最大高潮時海岸線との交点

(2) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台から十五海里以内の海域

8 青森県下北郡東通村尻屋埼突端正東の線と最大高潮時海岸線上青森岩手両県界正東の線との両線間における海域

9 最大高潮時海岸線上青森岩手両県界正東の線と宮城県石巻市金華山頂上を通る緯線との両線間における海域

10 青森県下北郡東通村尻屋埼突端正東の線と千葉県南房総市野島埼突端正東の線との両線間における海域

11 青森県八戸市鮫角突端正東の線と千葉県南房総市野島埼突端正東の線との両線間における海域

12 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界正東の線と千葉県南房総市野島埼突端正東の線との両線間における海域

12の2 宮城県石巻市金華山頂上を通る緯線と最大高潮時海岸線上宮城福島両県界正東の線との両線間における海域

12の3 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界正東の線と同海岸線上福島茨城両県界正東の線との両線間における海域

(太平洋中区)

13 次のイからニまで及びイの点を順次に結ぶ線により囲まれた海域。ただし、最大高潮時海岸線から五キロメートル以内の海域を除く。

イ 北緯三十四度四十分十二秒東経百三十九度三十四分四十九秒の点

ロ 北緯三十四度四十分十二秒東経百三十九度九分四十九秒の点

ハ 北緯三十四度二十分十二秒東経百三十八度五十九分四十九秒の点

ニ 北緯三十四度二十分十二秒東経百三十九度三十四分四十九秒の点

14 静岡県下田市爪木埼突端正南の線と最大高潮時海岸線上三重和歌山両県界正南の線との両線間における海域

15 静岡県御前崎市御前埼突端正南の線と最大高潮時海岸線上三重和歌山両県界正南の線との両線間における海域

17 最大高潮時海岸線上三重和歌山両県界正南の線と東経百三十四度五十三分五十秒の線との両線間の海域のうち和歌山県日高郡日高町と同郡美浜町との境にある日ノ御埼突端及び徳島県阿南市伊島頂上を通



る線以南の海域

(太平洋南区)

18 東経百三十四度五十三分五十秒の線と最大高潮時海岸線上徳島高知両県界南東の線との両線間の海域のうち和歌山県日高郡日高町と同郡美浜町との境にある日ノ御崎突端及び徳島県阿南市伊島頂上を通る線以南の海域

20 東経百三十四度五十三分五十秒の線と高知県宿毛市鶴来島西端を通る経線との両線間における太平洋の海域

21 東経百三十四度五十三分五十秒の線以西、宮崎県串間市都井岬突端正東の線以北の太平洋の海域

22 徳島県阿南市蒲生田岬突端正南の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間における海域。ただし、漁業法施行令第二十七条の表瀬戸内海の項の下欄に掲げる海域を除く。

23 大分県佐伯市鶴御崎突端から愛媛県南宇和郡愛南町横島南端を通る線と宮崎県串間市都井岬突端正東の線との両線間における海域のうち東経百三十二度二十四分五十一秒の線以西の海域

24 最大高潮時海岸線上大分宮崎両県界正東の線と鹿児島県肝属郡内之浦町火埼突端正東の線との両線間

における海域のうち東経百三十二度二十四分五十一秒の線以西の海域

(日本海北区)

26 北緯四十度十分九秒の線、北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十五度五十九分四十九秒の線及び東経百三十二度五十九分五十秒の線により囲まれた海域

28 青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛埼突端正西の線と最大高潮時海岸線上青森秋田両県界正西の線との両線間における海域

29 青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛埼突端正西の線と新潟県新潟市新潟港西区西突堤灯台北西の線との両線間における海域

30 青森県北津軽郡中泊町権現埼突端正西の線と石川県珠洲市禄剛埼突端北西の線との両線間における海域

32 最大高潮時海岸線上新潟富山両県界正北の線と同海岸線上福井県京都府境界正北の線との両線間における海域

33 石川県珠洲市禄剛埼突端正北の線と最大高潮時海岸線上京都府兵庫県境界正北の線との両線間にお

る海域

34 石川県珠洲市祿剛崎突端正北の線と島根県出雲市日御碕突端正北の線との両線間における海域

35 福井県三方上中郡若狭町常神岬突端正北の線と兵庫県美方郡香美町余部崎突端正北の線との両線間における海域

(日本海西区)

37 京都府京丹後市経ヶ岬突端北東の線と島根県出雲市日御碕突端正北の線との両線間における海域

38 最大高潮時海岸線上京都府兵庫県境界正北の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間における海域及び北緯四十度九秒の線以南、北緯三十五度十一秒の線以北、東経百二十九度五十九分五十二秒の線以西の海域

40 最大高潮時海岸線上京都府兵庫県境界正北の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間における海域

41 北緯三十五度十一秒の線、島根県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線、同灯台から大韓民国鴻島灯台を通る線、東経百二十九度五十九分五十二秒の線及び東経百二十八度二十九分五十二

秒の線により囲まれた海域

43 島根県出雲市日御碕灯台正北の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間における海域

44 最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以西、東経百二十九度五十九分五十二秒の線以東の海域

45 山口県下関市角島西端正北の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間における海域

46 北緯三十六度十一秒の線、北緯三十三度九分二十七秒の線、東経百二十九度五十九分五十二秒の線及

び東経百二十七度五十九分五十二秒の線により囲まれた海域

47 北緯三十四度三十四分四十一秒東経百二十九度二分四十二秒の点から北緯三十二度三十分十二秒東経

百二十六度五十九分五十三秒の点に至る線、北緯三十三度九分二十七秒の線、東経百二十八度二十九分

五十二秒の線及び東経百二十七度五十九分五十二秒の線により囲まれた海域

別記二 制限又は条件

(北海道区)

1(1) 体長(ふん端から尾びれの岐点までの長さをいう。以下同じ。)二十二センチメートル未満のにし

んの漁獲は、にしんの総漁獲尾数の十分の一を超えてはならない。この範囲を超える場合には、直ち

にその場所における操業を中止し、他の場所に移動しなければならない。

(2) 操業区域中北緯四十五度四十分十一秒の線以北のオホーツク海及び日本海の海域においては、かに及びつぶを採捕してはならない。

2 (1) 体長二十一センチメートル未満のにしんの漁獲は、にしんの総漁獲尾数の十分の一を超えてはならない。この範囲を超える場合には、直ちにその場所における操業を中止し、他の場所に移動しなければならない。

(2) 操業区域中択捉島ラツキベツ岬東端百五十度の線と北海道根室市納沙布岬突端百五十度の線との両線間における海域においては、たらばがに、けがに及び花咲がにを採捕してはならない。

3 操業区域の3中北海道幌泉郡えりも町襟裳岬突端正南の線以西の海域においては、毎年四月一日から九月三十日までの間は、操業してはならない。

4 操業区域の2においては、毎年六月十日から十月十日までの間以外の期間は、操業してはならない。

5 操業区域の2中北緯四十六度八秒の線以南の海域においては、操業してはならない。

6 操業区域の4においては、毎年一月十日から四月二十日までの間以外の期間は、操業してはならない。

7 操業区域の4中択捉島ベルタルベ山頂上五百五十度の線以西の海域においては、操業してはならない。

8 (1) すけとうだらを漁獲対象とする場合にはコツドの網目を九十ミリメートル以上、かれいを漁獲対象とする場合はコツドの網目を七十五ミリメートル以上にしなければならない。

(2) すけとうだら又はかれいを漁獲対象とする場合には、コツドを一重にしなければならない。ただし、コツド網地面積の二分の一を超えない範囲で、コツドの底面及び側面下部にスレ網を固着する場合は、この限りでない。

(3) けがにの雌がに及び甲長八センチメートル未満のけがにの雄がにを採捕してはならない。

(4) 旧トン数九十八トン以上又は新トン数百二十六トン以上の船舶で、我が国の領海又は排他的経済水

域（日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定（昭和五十九年条約第十一号）第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域（以下「ロシア二百海里水域」という。）を除く。以下同じ。）において、網口開口板を使用せずに操業する場合には、荒手網部分を含めヘッドロープの長さを百五十メートル以内としなければならない。

9 操業区域の3又は4においては、船橋甲板室の周囲を茶色（マンセル記号 10YR7/4）の塗料で塗装しなければならない。

10 ロシア二百海里水域において操業する場合には、ロシア連邦の入漁許可を受けるとともに、ロシア連邦の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他のロシア連邦の法令を遵守しなければならない。

11 花咲がにの雌がに及び甲幅八センチメートル未満の花咲がにの雄がにを採捕してはならない。  
（太平洋北区）

12 操業区域の7においては、毎年十月十六日から翌年三月十五日までの間以外の期間は、操業してはならない。

13 操業区域の7においては、毎年十月十六日から翌年二月十五日までの間以外の期間は、操業してはならない。

14 操業区域の7中北海道広尾郡広尾町広尾灯台七十一度の線と同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正東十五海里の点と同道中川郡豊頃町十勝大津灯台百三十二度十海里の点とを結ぶ線との交点及び同道釧路市釧

路崎灯台二百二十六度の線と北緯四十二度四十分九秒の線との交点を通る線以西の海域においては、毎年十月十六日から同月二十五日までの間は、操業してはならない。

15 当分の間、操業区域の8においては、操業してはならない。

16 操業区域の8中青森県下北郡東通村白糠灯台正東の線以北の海域においては、操業してはならない。

17 操業区域の5又は8においては、二そうびきで操業してはならない。

18 操業区域の6においては、船橋甲板室の周囲を、それぞれ次の区分に応じた色の塗料で塗装しなければならぬ。

青森県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶 緑色 (マンセル記号 2・5G8/3)

宮城県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶 黄色 (マンセル記号 5Y8・5/13)

福島県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶 青色 (マンセル記号 10B6/7)

19 操業区域の10又は11中福島県いわき市塩屋崎突端正東の線以南の海域においては、操業してはならない。

20 操業区域の11中最大高潮時海岸線上青森岩手両県界正東の線以北の海域においては、操業してはならぬ。



ない。

21 操業区域の6においては、

- (1) 体長二十一センチメートル未満のにしんの漁獲は、にしんの総漁獲尾数の十分の一を超えてはならない。この範囲を超える場合には、直ちにその場所における操業を中止し、他の場所に移動しなければならぬ。

- (2) 操業区域中択捉島ラツキベツ岬東端百五十度の線と北海道根室市納沙布岬突端百五十度の線との両線間における海域においては、たらばがに、けがに及び花咲がにを採捕してはならない。

22 操業区域の6又は7においては、

- (1) すけとうだらを漁獲対象とする場合には、コツドの網目を九十ミリメートル以上、かれいを漁獲対象とする場合には、コツドの網目を七十五ミリメートル以上にしなければならない。

- (2) けがにの雌がに及び甲長八センチメートル未満のけがにの雄がにを採捕してはならない。

- (3) 花咲がにの雌がに及び甲幅八センチメートル未満の花咲がにの雄がにを採捕してはならない。

23 操業区域の12中最大高潮時海岸線上宮城福島両県界正東の線以北の海域においては、操業してはなら

ない。

(太平洋中区)

24 操業区域の14中静岡県賀茂郡西伊豆町平島から同県御前崎市御前埼灯台に至る線と同県下田市神子元島から同郡南伊豆町石廊崎に至る線との交点正南の線以東の海域においては、毎年五月十六日から十一月十五日までの間は、操業してはならない。

25 操業区域の17においては、毎日日没一時間後から翌日の日出一時間前までの間は、操業してはならない。

26 操業区域の17中水深二百メートル以浅の海域においては、操業してはならない。

27 操業区域の17中和歌山県東牟婁郡串本町潮岬正南の線以西の海域においては、毎日日没一時間後から翌日の日出一時間前までの間は、操業してはならない。

28 操業区域の17中和歌山県東牟婁郡串本町潮岬正南の線以西の水深二百メートル以浅の海域においては、操業してはならない。

(太平洋南区)

29 操業区域の21中高知県宿毛市鵜来島西端から大分県佐伯市深島頂上を通る線以北の海域においては、操業してはならない。

30 操業区域の21中高知県宿毛市鵜来島西端正南の線以西、大分県佐伯市深島頂上と高知県宿毛市沖の島嶼ヶ鼻先端とを結ぶ線以南の海域においては、操業してはならない。

31 操業区域の21中高知県宿毛市鵜来島西端正南の線以西、大分県佐伯市深島頂上と高知県宿毛市沖の島嶼ヶ鼻先端とを結ぶ線以北の海域においては、毎年十月一日から同月三十一日までの間以外の期間は、操業してはならない。

32 船橋甲板室の周囲を、それぞれ次の区分に応じた色の塗料で塗装しなければならない。

愛媛県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶 茶色 (マンセル記号 7・5 Y R 7・5 / 5・5)

大分県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶 青色 (マンセル記号 1 0 B 6 / 7)

宮崎県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶 黄色 (マンセル記号 7・5 Y 8・5 / 1 2)

鹿児島県の区域内に主たる漁業根拠地を有する船舶 緑色 (マンセル記号 2・5 G 8 / 3)

33 両舷側中央部に算用数字（各文字の大きさは縦百センチメートル以上、横八十センチメートル以上、各文字の太さは二十センチメートル以上、各文字の間隔は二十センチメートル以上）をもって、当該許可に係る許可番号の数字部分を明瞭に表示しなければならない。

34 船首両舷側に算用数字（各文字の大きさは縦百五十センチメートル以上、横百センチメートル以上、各文字の太さは三十センチメートル以上、各文字の間隔は三十センチメートル以上）をもって、当該許可に係る許可番号の数字部分を明瞭に表示しなければならない。

（日本海北区）

35 操業区域の29中最大高潮時海岸線上青森秋田両県界正西の線以北の海域においては、操業してはならない。

36 操業区域の29中青森県北津軽郡中泊町権現埼突端正西の線以北の海域においては、操業してはならない。

37 操業区域の29中秋田県男鹿市入道埼突端正西の線以南の海域においては、操業してはならない。

38 操業区域の29中最大高潮時海岸線上山形新潟両県界西北西の線以南の海域においては、操業してはな

らない。

39 操業区域の33中京都府京丹後市経ヶ岬突端正北の線以西の水深三百五十メートル以浅の海域においては、操業してはならない。

40 操業区域の34中最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西の海域においては、毎年三月二十一日から十一月五日までの間は、操業してはならない。

41 操業区域の34中最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西の海域においては、かにを漁獲の目的として操業しなければならない。

42 操業区域の34中最大高潮時海岸線上京都府兵庫県境界正北の線と最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線との両線間における海域及び最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西、北緯三十六度十一秒の線以南の海域においては、操業してはならない。

43 操業区域の34中島根県松江市地蔵埼灯台から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県江津市大崎鼻突端に至る線との両線間における海域においては、毎年十一月一日から翌年二月末日までの間以外の期間は、操業してはならない。

44 操業区域の34中島根県隠岐郡隠岐の島町西郷岬灯台から同県松江市地蔵埼灯台に至る線、同灯台から同郡西ノ島町三度崎突端に至る線及び同突端から西郷岬灯台に至る線により囲まれた海域においては、毎年一月一日から四月十五日まで及び九月十六日から十月三十一日までの間以外の期間は、操業してはならない。

(日本海西区)

45 操業区域の38中島根県浜田市馬島灯台北西の線以西、同県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線以南の海域においては、操業してはならない。

46 操業区域の38中島根県江津市大崎鼻突端正北の線以东、同県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線以南の海域においては、毎年二月一日から四月三十日までの間は、操業してはならない。

47 操業区域の38中島根県出雲市十六島鼻突端から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県江津市大崎鼻突端に至る線との両線間における海域においては、毎年十月一日から同月三十一日までの間は、操業してはならない。

48 操業区域の38中島根県松江市地蔵埼灯台から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同

県出雲市十六島鼻突端に至る線との両線間における海域においては、操業してはならない。

49 操業区域の37又は38中島根県隠岐郡隠岐の島町西郷岬灯台から同県松江市地蔵埼灯台に至る線、同灯台から同郡西ノ島町三度崎突端に至る線及び同突端から西郷岬灯台に至る線により囲まれた海域においては、毎年五月一日から同月三十一日まで及び九月一日から同月三十日までの間は、操業してはならない。

50 操業区域の37中島根県松江市地蔵埼灯台から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県江津市大崎鼻突端に至る線との両線間における海域においては、毎年十月一日から同月三十一日までの間は、操業してはならない。

51 操業区域の38中島根県松江市地蔵埼灯台から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県江津市大崎鼻突端に至る線との両線間における海域においては、操業してはならない。

52 操業区域の38中島根県隠岐郡隠岐の島町西郷岬灯台から同県松江市地蔵埼灯台に至る線、同灯台から同郡西ノ島町三度崎突端に至る線及び同突端から西郷岬灯台に至る線により囲まれた海域においては、操業してはならない。

53 操業区域の40中島根県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線以南の海域においては、操業してはならない。

54 操業区域の40中島根県松江市地蔵崎灯台から同県隠岐郡西ノ島町三度崎突端に至る線と同突端から同県江津市大崎鼻突端に至る線との両線間における海域においては、毎年三月一日から十月三十一日までの間は、操業してはならない。

55 操業区域の40中島根県隠岐郡隠岐の島町西郷岬灯台から同県松江市地蔵崎灯台に至る線、同灯台から同郡西ノ島町三度崎突端に至る線及び同突端から西郷岬灯台に至る線により囲まれた海域においては、毎年六月一日から八月三十一日まで及び十二月一日から翌年三月三十一日までの間は、操業してはならない。

56 操業区域の40中最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以西、島根県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線以南の海域においては、操業してはならない。

57 操業区域の43中島根県浜田市馬島灯台北西の線以东の海域においては、毎年九月一日から同月十五日までの間は、操業してはならない。



- 58 船橋の周囲に幅二十センチメートルの青の二線を識別塗装しなければならない。
- 59 船橋の周囲に幅三十センチメートルの青の一線を識別塗装しなければならない。
- 60 船橋の周囲に幅二十センチメートルの赤の二線を識別塗装しなければならない。
- 61 船橋の周囲に幅十五センチメートルの赤の三線を識別塗装しなければならない。
- 62 船橋の周囲に幅二十センチメートルの黒の二線を識別塗装しなければならない。
- 63 船橋の周囲に幅二十センチメートルの黒及び白の各一線を識別塗装しなければならない。
- 64 船体両舷中央部分に算用数字（各文字の大きさは縦又は横五十センチメートル以上、各文字の太さは十センチメートル以上、各文字の間隔は十センチメートル以上）をもって、当該許可に係る許可番号の数字部分を明瞭に表示しなければならない。
- 65 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第二沖合底びき網漁業の項第二号ムに掲げる海域においては、操業してはならない。

（その他）

- 66 船舶の推進機関の出力は、それぞれ次の区分に応じた出力を超えてはならない。

新トン数十五トン以上四十一トン未満（旧トン数十五トン以上三十トン未満） 六百七十キロワット

新トン数四十一トン以上七十六トン未満（旧トン数三十トン以上五十トン未満） 七百四十キロワット

ト

新トン数七十六トン以上九十六トン未満（旧トン数五十トン以上六十五トン未満） 九百六十キロワット

ツ

新トン数九十六トン以上百二十六トン未満（旧トン数六十五トン以上八十五トン未満） 千三十キロワット

ワ

67 農林水産大臣が、漁場の安定的な利用関係の確保のため必要があると認めて衛星船位測定送信機を備え付けることを命じたときは、当該命令に従つて衛星船位測定送信機を当該許可に係る指定漁業の用に供される船舶内に備え付けなければならない。この場合において、衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、操業し又は航行する期間中は、衛星船位測定送信機を常時作動させなければならない。

68 漁業監督官が、67により得られた情報その他の情報により、操業の区域に関する制限又は禁止の措置に違反している疑いがあると認めて、操業が認められていない区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法

律第三百三十七号) 第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域及び港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条第三項に規定する港湾区域を除く。) から退去するよう指示したときは、これに従わなければならない。

(施行上の注意)

傍線部分は公示日とし、波線部分は公示日から起算して三箇月を経過した日とする。

(2) 以西底びき網漁業についての許可又は起業の認可に関する公示  
について

以西底びき網漁業の許可の有効期間は、平成24年7月31日に満了することになっており、同年8月1日に新たな許可又は起業の認可をする必要がある。このため、別紙の告示案のとおり当該許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたい。

公示隻数は次のとおりである。

43隻

沖合底びき網漁業入会船

30隻

その他

13隻



○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、以西底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数

操業区域	漁業の方法	操業期間	総トン数		隻数
			旧トン数	新トン数	
一 操業区域（別記の操業区域をいう。以下同じ）の一	一 せうびき及び二 せうびき	周年	一五トン以上 一五〇トン未満	一五トン以上 一八五トン未満	一三

二 操業区域の二	二 そうびき	毎年八月十六日から翌年五月十五日まで	一五トン以上 五〇トン未満	一五トン以上 七六トン未満	三〇
----------	--------	--------------------	------------------	------------------	----

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年 月 日から同年 月 日まで

備考

- 1 この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。
- 2 「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。
- 3 水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため当該船舶の大型化を図る



ことが適当であると認められた場合には、当該船舶の総トン数は、当該総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数とみなす。

4 この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一 外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合には、当該外国の入漁許可を受けるとともに、当該外国の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他の当該外国の法令を遵守しなければならない。

二 船舶の推進機関の出力は、千三十キロワットを超えてはならない。

#### 別記 操業区域

一 北緯十度二十秒の線以北、北緯三十三度九分二十七秒以北の東経百二十七度五十九分五十二秒の線、北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点、北緯二十九分五十二秒の点に至る直線、北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線、北緯二十五度十五秒東経百二

十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十度五十九分五十五秒の点に至る直線及び北緯二十五度十五秒以南の東経百二十度五十九分五十五秒の線から成る線以西の太平洋の海域

二 北緯三十三度十二秒の線以北、東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以東の海域

(施行上の注意)

傍線部分は公示日とし、波線部分は公示日から起算して三箇月を経過した日とする。



(3) 遠洋底びき網漁業についての許可又は起業の認可に関する公示  
について

遠洋底びき網漁業の許可の有効期間は、平成24年7月31日に満了することとなっており、同年8月1日に新たな許可又は起業の認可をする必要がある。このため、別紙の告示案のとおり当該許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたい。

公示隻数は次のとおりである。

37隻



○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数

三十七隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年 月 日から同年 月 日まで

備考

- 1 この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。
- 2 この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがあ

る。

一 船体両舷側中央（消失のおそれがある場合にあつては、左右対称に中央寄り前又は後）及び船橋樓の上部甲板に、空中又は洋上から明確に識別できるように一メートル四方以上の大きさの文字により信号符字を表示しなければならない。ただし、船橋樓の上部甲板に表示できないときは、帆布等に表示し、これを当該甲板上に設置しなければならない。

二 外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域を航行する場合には、漁業の用に供されるものと認められる漁具を格納し、又は収納しなければならない。

三 南極の海洋生物資源の保存に関する条約（昭和五十七年条約第三号）、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約（平成二十一年条約第十七号）、北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約（昭和五十五年条約第一号）及び中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約（平成七年条約第二十五号）に基づく資源保存管理措置を遵守しなければならない。

四 天皇海山水域（北緯二十五度の線、東経百六十五度の線、北緯五十度の線及び西経百七十五度の線



に囲まれた水域（アメリカ合衆国の排他的経済水域を除く。）をいう。）において操業に使用する曳ひき網は、網目の結節から結節までの長さが十センチメートル以上であり、コッドエンドに内張（底ずれの防止を目的とするものを除く。）が取り付けられていないものでなければならない。

五 外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合には、当該外国の入漁許可を受けるとともに、当該外国の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他の当該外国の法令を遵守しなければならない。

(施行上の注意)

傍線部分は公示日とし、波線部分は公示日から起算して三箇月を経過した日とする。

(4) 大中型まき網漁業についての許可又は起業の認可に関する公示  
について

大中型まき網漁業の許可の有効期間は、平成24年7月31日に満了することとなっており、同年8月1日に新たな許可又は起業の認可をする必要がある。このため、別紙の告示案のとおり当該許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたい。

公示隻数は次のとおりである。

148隻



○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数

操業区域	漁業の方法	総トン数		隻数	備考 (階層名)
		旧トン数	新トン数		
一 操業区域（別記一の操業区域をいう。以下同じ）の1	一 そうまき	一五トン以上	一五トン以上	二	(一)
		三〇トン未満	三七トン未満		
		一五トン以上	一五トン以上	三	(二)
		四〇トン未満	四八トン未満		

三 操業区域の1、2及び	二 操業区域の1及び2					
	一 そうまき		二 そうまき			
四〇トン以上	一〇〇トン未満 四〇トン以上		三〇トン未満 一五トン以上		一〇〇トン未満 四〇トン以上	
	一三六トン未満 四八トン以上		三七トン未満 一五トン以上		一三六トン未満 四八トン以上	
四八トン以上	五〇〇トン未満 四八トン以上	四八トン以上	三七トン未満 一五トン以上	五〇〇トン未満 四八トン以上	一三六トン未満 四八トン以上	八一トン未満 四八トン以上
二	二	四	一八	四	二	一九
	(二)	(一)		(五)	(四)	(三)

4	四 操業区域の1及び3	一そうまき	一〇〇トン未満 四〇トン以上	一三六トン未満 四八トン以上	二	
7	五 操業区域の1、3及び 六 操業区域の1及び4か ら6まで	一そうまき	六〇トン未満 四〇トン以上 一〇〇トン未満	八一トン未満 四八トン以上 一三六トン未満	二 四	
8	七 操業区域の1、4から 6まで及び8 八 操業区域の1、4、6 及び8 九 操業区域の1、4及び	一そうまき	二〇〇トン未満 四〇トン以上 一〇〇トン未満	一三六トン未満 四八トン以上 一三六トン未満	三 三	
8		一そうまき	一〇〇トン未満 四〇トン以上	一三六トン未満 四八トン以上	一	

十 操業区域の1、6及び 7	一そうまき	四〇トン以上 一〇〇トン未満	四八トン以上 八一トン未満	一
十一 操業区域の1、6及 び8	一そうまき	四〇トン以上 六〇トン未満	四八トン以上 八一トン未満	一
十二 操業区域の1及び7	一そうまき	四〇トン以上 六〇トン未満	四八トン以上 八一トン未満	一
十三 操業区域の1及び8	一そうまき	四〇トン以上 一〇〇トン未満	四八トン以上 一三六トン未満	八
十四 操業区域の1及び9	一そうまき	二〇〇トン以上 五〇〇トン未満	二〇〇トン以上 三五〇トン未満	二
十五 操業区域の3	一そうまき	四〇トン以上 六〇トン未満	四八トン以上 八一トン未満	三
十六 操業区域の3及び6	一そうまき	四〇トン以上	四八トン以上	一



	から8まで							
	十七 操業区域の3及び7	一そうまき	六〇トン未満	四八トン以上	一			
	十八 操業区域の6	一そうまき	四〇トン以上 六〇トン未満	四八トン以上 八一トン未満	一			
	十九 操業区域の6及び7	一そうまき	四〇トン以上 六〇トン未満	四八トン以上 八一トン未満	二			
	二十 操業区域の7	一そうまき	四〇トン以上 六〇トン未満	四八トン以上 八一トン未満	一			
	二十一 操業区域の8	一そうまき	四〇トン以上 一〇〇トン未満	四八トン以上 一三六トン未満	二			
	二十二 操業区域の9	一そうまき	二〇〇トン以上 五〇〇トン未満	二〇〇トン以上 三五一トン未満	一〇			(一)

二十三 操業区域の10	一そうまき	二〇〇トン以上	二〇〇トン以上	一〇	
		一〇〇〇トン未満	七六一トン未満		
		二〇〇トン以上	二〇〇トン以上		
		五〇〇トン未満	三五一トン未満		

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年 月 日から同年 月 日まで

備考

- 1 この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。
- 2 「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。
- 3 水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため当該船舶の大型化を図る

ことが適当であると認められた場合には、当該船舶の総トン数は、当該総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数とみなす。

4 この告示に係る許可又は起業の認可には、別記一の操業区域ごとにおおむね別記二に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

#### 別記一 操業区域

- 1 北部太平洋海区 千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と東経百七十九度五十九分四十三秒の線との両線間における海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）
- 2 中部太平洋海区 千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と和歌山県東牟婁郡串本町潮岬灯台正南の線との両線間における海域
- 3 南部太平洋海区 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬灯台正南の線と宮崎県串間市都井岬灯台正南の線との両線間における海域（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条の表瀬戸内海の項の下欄に掲げる海域（以下「瀬戸内海の海域」という。）を除く。）
- 4 北部日本海海区 石川県珠洲市緑剛埼灯台正北の線以西の日本海の海域以外の日本海の海域

5 中部日本海海区 石川県珠洲市禄剛埼灯台正北の線と最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線との両線間における海域

6 西部日本海海区 最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線と佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県壱岐市長者原埼突端及び同県対馬市神埼灯台を経て同市三島灯台に至る線並びに同灯台正北の線から成る線との両線間における海域（瀬戸内海の海域を除く。）

7 九州西部海区 日本海における東経百二十九度五十九分五十三秒の線、宮崎県串間市都井岬灯台正南の線、東経百二十七度五十九分五十三秒の線、北緯二十七度十四秒の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域

8 東海黄海海区 最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の世界

9 太平洋中央海区 東経百七十九度五十九分四十三秒以西の北緯二十度二十一秒の線、北緯二十度二十一秒以北、北緯四十度十六秒以南の東経百七十九度五十九分四十三秒の線及び東経百七十九度五十九分四十三秒以東の北緯四十度十六秒の線から成る線以南の太平洋

の海域（南シナ海の海域を除く。）

10 インド洋海区 南緯十九度五十九分三十五秒以北（東経九十五度四秒から東経百十九度五十九分五

十六秒の間の海域については、南緯九度五十九分三十六秒以北）のインド洋の海域

別記二 制限又は条件

1 操業区域及び操業期間の制限

（北部太平洋海区）

(1) 北海道根室市納紗布岬灯台南東の線、同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正南の線、同道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋埼灯台に至る線の中心点正東の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域以外の海域においては、操業してはならない。

(2) 北海道根室市納紗布岬灯台南東の線、同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正南の線、同道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋埼灯台に至る線の中心点正東の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域においては、毎年十一月一日から翌年六月十五日までの間は、操業してはならない。

(3) 北海道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋埼灯台に至る線以西の海域及び同線の中心点

正東の線以北の海域においては、操業してはならない。

- (4) 最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の海域、北海道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋崎灯台に至る線以西の海域並びに宮城県石巻市金華山東ノ崎突端を通る緯線、同突端から最大高潮時海岸線上宮城福島両県界に至る線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域においては、操業してはならない。

- (5) 青森県八戸市鮫角突端正東の線と同県下北郡東通村尻屋崎灯台から北海道函館市恵山岬灯台に至る線との両線間の海域のうち最大高潮時海岸線から沖合三海里以内の海域においては、操業してはならない。

- (6) 福島県沖合海域、茨城県沖合海域及び千葉県山武郡横芝光町栗山川漁港西防波堤突端百五十度の線以北の千葉県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

- (7) 茨城県鹿嶋市平井に設置されているパラボラアンテナのうち最も南に位置するものから七十度の線以北の海域においては、操業してはならない。

- (8) 我が国の最大高潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域においては、操業してはならない。

(9) 我が国の最大高潮時海岸線から沖合二百海里以内の海域においては、操業してはならない。

(10) 北緯二十度二十一秒の線以南の海域においては、操業してはならない。

(中部太平洋海区)

(1) 静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎灯台正南の線以東の同県の最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域においては、操業してはならない。

(2) 静岡県御前崎市御前崎灯台正南の線以西の同県の最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域においては、操業してはならない。

(3) 金州ノ瀬（水深二百メートル以浅の海域に限る。）においては、操業してはならない。

(4) 静岡県沼津市大瀬崎突端から同市大塚東端に至る線以東の海域においては、操業してはならない。

(5) 石花海（水深二百メートル以浅の海域に限る。）においては、毎年一月一日から三月十五日まで及び七月一日から九月十五日までの間は、操業してはならない。

(6) 静岡県御前崎市御前崎灯台百四十度の線、同灯台百七十度の線、同灯台を中心とする半径十海里の円弧及び同灯台を中心とする半径十五海里の円弧により囲まれた海域においては、操業してはならない。

い。

- (7) 伊豆七島周辺海域の大島、利島、鵜渡根島、新島、早島、式根島、神津島、恩馳島、銭洲、三宅島、大野原島、御蔵島、いなんば島、八丈島、八丈小島及び青ヶ島の各島及び礁の最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域（静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎灯台正南の線以東の同県の最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域を除く。）においては、操業してはならない。ただし、当該各島及び礁の最大高潮時海岸線から沖合五海里以内の海域における毎年五月一日から九月三十日までの間の日の出から日没までの操業については、この限りでない。

- (8) 愛知県の最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域においては、操業してはならない。

- (9) 三重県尾鷲市三木崎灯台正東の線以北の同県沖合海域においては、操業してはならない。

- (10) 三重県尾鷲市三木崎灯台正東の線と三重和歌山両県界南東の線との両線間の海域のうち、最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域においては周年、同海岸線から十海里以遠二十海里以内の海域においては毎年四月十五日から十月三十一日までの間は、操業してはならない。

- (11) 三重和歌山両県界南東の線以南の最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域においては、操業



してはならない。

- (12) 北緯二十度二十一秒以南の海域においては、操業してはならない。

(南部太平洋海区)

- (1) 愛媛県沖合海域、大分県津久見市沖無垢島東端を通る緯線と次のイからハまでの点を順次に結ぶ線との両線間における大分県沖合海域並びに北緯三十二度四十分十二秒の線以北の海域のうち二からへまでの点を順次に結ぶ線及び二の点からへの点を見通した線のうちへの点以西の部分以北の高知県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

イ 大分県佐伯市芹埼東端

ロ イの点南東の線と大分県佐伯市深島灯台からハの点に至る線との交点

ハ 大分県佐伯市鶴御埼突端から愛媛県南宇和郡愛南町横島南西端に至る線の中心点及びイの点から同町高茂埼突端に至る線の中心点を通る線と二の点及び高知県宿毛市鵜来島北西端から同町鼻面埼突端に至る線の中心点を通る線との交点

二 高知県宿毛市大藤島頂上

ホ 二の点から高知県宿毛市鵜来島南東端を通る線と同市姫島北端からイの点に至る線との交点

へ 二の点から高知県宿毛市鵜来島北西端を通る線とホの点からイの点に至る線との交点

(2) 愛媛県沖合海域、大分県津久見市沖無垢島東端を通る緯線以南の大分県沖合海域及び宮崎県東臼杵郡門川町イクイ簷百二十五度の線以北の宮崎県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

(3) 宮崎県沖合海域のうち水深四十五メートル以浅の海域においては、操業してはならない。

(4) 愛媛県沖合海域及び大分県津久見市沖無垢島東端を通る緯線以南の大分県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

(北部日本海海区)

(1) 秋田県、山形県、新潟県及び北海道沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

(2) 北海道の最大高潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域においては、操業してはならない。

(3) 北海道沖合海域においては、毎年八月一日から翌年四月三十日までの間は、操業してはならない。

(4) 秋田県、山形県及び新潟県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

(5) 最大高潮時海岸線上青森秋田両県界から同県界正西十五海里の点、秋田県能代市米代川川口中央正

西十四海里の点及び同県男鹿市入道埼灯台正西四海里の点を経て同灯台に至る線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた海域においては、操業してはならない。

(6) 秋田県男鹿市入道埼灯台正西の線と同市塩瀬埼突端正南の線との両線間の海域のうち同県の最大高潮時海岸線から沖合四海里以内の海域においては、操業してはならない。

(7) 秋田県の最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域のうち同県男鹿市塩瀬埼突端と同突端正南十海里の点を結ぶ線と山形県飽海郡遊佐町羽後三埼灯台から同県酒田市飛島北端に至る線との両線間における海域においては、操業してはならない。

(8) 山形県及び新潟県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

(9) 山形県（酒田市飛島を除く。）の最大高潮時海岸線から沖合十二海里以内の海域においては、操業してはならない。

(10) 新潟県佐渡市弾埼灯台正東の線以南、同市姫埼灯台北東の線以北の同市佐渡島の最大高潮時海岸線から沖合七海里以内の海域においては毎年六月一日から七月三十一日まで及び十一月一日から十二月三十一日までの間、弾埼灯台正北の線以東、姫埼灯台正東の線以北の佐渡島の最大高潮時海岸線から

沖合七海里以内の海域においては毎年一月一日から二月末日までの間は、操業してはならない。

(11) 新潟富山両県界正北の線以東の新潟県（佐渡市佐渡島及び岩船郡粟島浦村粟島を除く。）の最大高

潮時海岸線から沖合七海里以内の海域においては、操業してはならない。

(12) 秋田県、山形県、新潟県及び石川県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

(13) 石川県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

(14) 次の各点を順次に結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域においては、操業してはならない。  
い。

イ 石川県珠洲市緑剛埼灯台

ロ イの点正北三海里の点

ハ 石川県珠洲市長手埼灯台正東三・八海里の点

二 ハの点から富山県射水市伏木東防波堤灯台に至る線と石川県鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台から富山県下新川郡朝日町宮崎鼻尖端に至る線との交点

ホ 富山県下新川郡朝日町宮崎鼻尖端

- (15) 石川県沖合海域においては、毎年七月十六日から八月十五日まで及び十二月一日から翌年一月三十一日までの間並びに毎年二月一日から七月十五日まで及び八月十六日から十一月三十日までの間における日出から日没までの間は、操業してはならない。

(中部日本海海区)

石川県嫁礁灯標から一・五海里以内の海域においては、操業してはならない。

(西部日本海海区)

- (1) 最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以東の海域においては、操業してはならない。
- (2) 山口県の最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域においては周年、同海岸線から沖合十海里以内の海域においては毎年五月一日から六月三十日まで及び九月一日から十月三十一日までの間は、操業してはならない。

- (3) 長崎県対馬市対馬の最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域においては周年、同海岸線から沖合十海里以内の海域においては毎年十月一日から翌年二月末日までの間は、操業してはならない。

(九州西部海区)

(1) 長崎県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

(2) 熊本県沖合海域及び鹿児島県南さつま市薩摩野間岬灯台から同市鯨島頂上を通る線以北の鹿児島県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

(3) 鹿児島県沖合海域以外の海域においては、操業してはならない。

(4) 最大高潮時海岸線上鹿児島県肝属郡肝付南大隅両町界から同町界正南六千メートルの点及び同県指宿市開聞岳頂上から同郡南大隅町佐多岬灯台を通る線上同灯台から六千メートルの点を経て同灯台に至る線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた海域並びに同灯台を中心とする半径六千メートルの圆弧により囲まれた海域のうち同開聞岳頂上から同灯台を通る線と同灯台から同県南さつま市坊ノ岬灯台に至る線との両線間における海域においては、操業してはならない。

(5) 鹿児島県種子島北端から同島南端、同県熊毛郡屋久島南端、同島西端、同郡口永良部島メガ埼突端、同島西端及び同県西之表市馬毛島北端を経て種子島北端に至る線により囲まれた海域においては、毎年四月一日から七月三十一日までの間は、操業してはならない。

(6) 次の各点を順次に結ぶ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域においては、毎年八月一日から翌年三月三十一日までの間は、操業してはならない。

イ 鹿児島県熊毛郡屋久島早埼突端

ロ イの点から鹿児島県指宿市開聞岳頂上に至る線と同県熊毛郡口永良部島西端から同県西之表市馬毛島北端に至る線との交点

ハ 鹿児島県熊毛郡口永良部島西端

ニ 鹿児島県熊毛郡口永良部島メガ埼突端

ホ 鹿児島県熊毛郡屋久島御埼突端

(7) 鹿児島県奄美市サンドン岩から半径一万メートルの海域においては、操業してはならない。

(8) 次の各点を順次に結ぶ線により囲まれた海域においては、操業してはならない。

イ 北緯二十八度三十二分十四秒、東経百二十九度四十六分二十二秒の点

ロ 北緯二十八度三十二分十四秒、東経百二十九度五十分五十二秒の点

ハ 北緯二十八度二十八分十四秒、東経百二十九度五十分五十二秒の点

二 北緯二十八度二十八分十四秒、東経百二十九度四十六分二十二秒の点

ホ 北緯二十八度三十二分十四秒、東経百二十九度四十六分二十二秒の点

(9) 北緯二十八度十四分三十二秒、東経百二十九度五十三分四秒の点を中心とする半径三千七百メートル以内の海域においては、操業してはならない。

(10) 北緯二十八度十四分十四秒、東経百二十九度五十九分四秒の点を中心とする半径三千七百メートル以内の海域においては、操業してはならない。

(11) 北緯二十八度十五分二十六秒、東経百三十度三分四秒の点を中心とする半径三千七百メートル以内の海域においては、操業してはならない。

(12) 北緯二十八度十九分十四秒、東経百三十度四分五十二秒の点を中心とする半径三千七百メートル以内の海域においては、操業してはならない。

(東海黄海区)

(1) 東経百二十九度五十九分五十三秒の線以東の海域においては、操業してはならない。

(2) 山口県の最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域においては周年、同海岸線から沖合十海里以



遠十二海里以内の海域においては毎年五月一日から六月三十日まで及び九月一日から十月三十一日まで  
の間は、操業してはならない。

(3) 佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県杵岐市長者原埼突端、同市若宮灯台及び同県対馬市神埼灯台を  
経て同市三島灯台に至る線並びに同灯台正北の線から成る線以東の海域においては、操業してはなら  
ない。

(4) 佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県杵岐市長者原埼突端、同市若宮灯台及び同県対馬市神埼灯台を  
経て同市三島灯台に至る線並びに同灯台正北の線から成る線と同県佐世保市鹿町町と同市小佐々町の  
境界線上にある金比羅岳頂上から同県五島市大瀬埼灯台に至る線及び同灯台正西の線から成る線との  
両線間の海域のうち最大高潮時海岸線から沖合八海里以内の海域、同県対馬市対馬黒島灯台から同県  
北松浦郡小値賀町斑島灯台に至る線以東の海域並びに同町五島白瀬灯台から同県五島市嵯峨島西端に  
至る線以東の海域においては、操業してはならない。

(5) 長崎県対馬市神埼灯台から同県杵岐市若宮灯台に至る線以北、同県対馬市三島灯台正北の線以東の  
海域のうち、同市対馬の最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域においては周年、同海岸線から

沖合十海里以遠十二海里以内の海域においては毎年十月一日から翌年二月末日までの間は、操業してはならない。

(6) 長崎県佐世保市鹿町町と同市小佐々町の境界線上にある金比羅岳頂上から同県五島市大瀬崎灯台及び同灯台正西十海里の点を経て鹿児島県いちき串木野市羽島崎先端に至る線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた海域のうち長崎県沖合海域においては、毎年四月一日から十一月三十日までの間は、操業してはならない。

(7) 長崎県佐世保市鹿町町と同市小佐々町の境界線上にある金比羅岳頂上から同県五島市大瀬崎灯台及び同灯台正西十海里の点を経て鹿児島県いちき串木野市羽島崎先端に至る線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた海域においては、操業してはならない。

(8) 熊本県及び鹿児島県の最大高潮時海岸線から沖合十五海里以内の海域においては、操業してはならない。

(太平洋中央海区)

北緯十二度十九秒以北の千葉県南房総市野島崎灯台正南の線、同灯台正南の線以西、東経百三十一度

五十九分五十二秒以東の北緯十二度十九秒の線及び北緯十二度十九秒東經百三十一度五十九分五十二秒の点南西の線から成る線以北の海域においては、操業してはならない。

## 2 魚種の制限

### (北部太平洋海区)

- (1) かつお及びまぐろ以外の水産動物の採捕を目的として操業してはならない。
- (2) 北海道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋埼灯台に至る線の中心点正東の線以北の海域においては、かつお及びまぐろ以外の水産動物の採捕を目的として操業してはならない。
- (3) 毎年三月六日から九月十五日までの間は、いわしの採捕を目的として操業してはならない。
- (4) 千葉県いすみ市太東埼灯台正東の線と同県南房総市野島埼灯台正南の線との両線間の海域のうち最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域においては、かつお及びまぐろ以外の水産動物の採捕を目的として操業してはならない。

### (中部太平洋海区)

- (1) 毎年一月一日から四月十四日まで及び十一月一日から十二月三十一日までの間は、いわし、あじ及

びさば以外の水産動物の採捕を目的として操業してはならない。

- (2) 毎年四月十五日から十月三十一日までの間は、いわし、あじ、さば、かつお及びまぐろ以外の水産動物の採捕を目的として操業してはならない。

(太平洋中央海区)

- (1) かつお及びまぐろ以外の水産動物の採捕を目的として操業してはならない。

- (2) 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（平成十七年条約第九号。以下「中西部太平洋条約」という。）第三条1に規定する海域（以下「中西部太平洋条約海域」という。）においては、農林水産大臣が定める期間内においては、めばちを採捕してはならない。

3 漁具漁法の制限

(北部太平洋海区)

- (1) 漁獲物を許可船舶から他の船舶へ転載してはならない。ただし、次のいずれかの場合は、この限りでない。

イ 港内において転載する場合

ロ 船舶の損傷その他やむを得ない事情がある場合

(2) 網規模は、浮子網の長さが二千メートル以内でなければならない。

(3) 千葉県銚子市一ノ島灯台正東の線と同県南房総市野島埼灯台正南の線との両線間の海域においては、次の場合を除き、さばまき網を使用して操業してはならない。ただし、投網後、潮流、風その他不可抗力により次のイ及びロに規定する海域外に移動した場合における漁獲物のくみ上げについては、この限りでない。

イ 千葉県銚子市一ノ島灯台正東の線、同市犬吠埼灯台南東の線、水深七十メートル等深線及び陸岸により囲まれた海域を除く一ノ島灯台正東の線と同県いすみ市太東埼灯台正東の線との両線間の海域における、毎年三月十六日から六月三十日までの間の日出から午後四時までの操業及び午後四時までに投網した場合のこれに引き続き操業

ロ 千葉県銚子市一ノ島灯台正東の線と同市犬吠埼灯台南東の線との両線間の海域のうち、水深七十メートル等深線以深の海域における毎年十二月十一日正午から翌年二月一日正午までの操業及び同日正午までに投網した場合のこれに引き続き操業

(4) 附属船（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「指定漁業省令」という。）第三十二条第一項の運搬船並びに指定漁業省令第三十三条第一項の火船及び魚探船をいう。）に関する事項は次のとおりとする。

イ 附属船の隻数は、五隻以内でなければならない。

ロ 運搬船の隻数は、三隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、イ及びロに定める隻数の範囲を超えて使用することができる。

ニ ハの承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

ホ 魚探船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を魚探船として使用してはならない。

(5) 当該許可船舶及び附属船には、集魚灯の設備をしてはならない。

(中部太平洋海区)

- (1) 集魚灯のために使用する消費電力の総和は、火船一隻につき七キロワット以下でなければならない。
- (2) 静岡県沼津市大塚東端から同市大瀬崎突端に至る線と同突端から同県静岡市富士川川口中央に至る線との両線間における海域においては、集魚灯のために使用する消費電力の総和は、火船全体で一キロワット以下でなければならない。
- (3) 附属船に関する事項は、次のとおりとする。
  - イ 附属船の隻数は、五隻以内でなければならない。
  - ロ 運搬船の隻数は、三隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。
  - ハ イ及びロの規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、イ及びロに定める隻数の範囲を超えて使用することができる。
- 二 ハの承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

ホ 火船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船として使用してはならない。

(4) 静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎灯台正南の線以東の海域のうち、伊豆七島周辺海域の大島、利島、鵜渡根島、新島、早島、式根島、神津島、恩馳島、銭洲、三宅島、大野原島、御蔵島、いなんば島、八丈島、八丈小島及び青ヶ島の各島及び礁の最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域においては、水中集魚灯を使用してはならない。

(5) 静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎灯台正南の線以西の海域のうち銭洲の最大高潮時海岸線から沖合十五海里以内の海域においては、水中集魚灯を使用してはならない。

(南部太平洋海区)

(1) 愛媛県沖合海域においては、集魚灯のために使用する発電機の総設備容量は、火船一隻につき七・五キロワット以下でなければならない。

(2) 高知県沖合海域においては、集魚灯のために使用する発電機の総設備容量は、火船一隻につき七・五キロワット以下でなければならない。



(3) 大分県沖合海域においては、集魚灯のために使用する発電機の総設備容量は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならない。

(4) 大分県沖合海域においては、集魚灯のために使用する消費電力の総和は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならない。

(5) 大分県及び宮崎県沖合海域においては、集魚灯のために使用する発電機の総設備容量は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならない。

(6) 宮崎県沖合海域においては、集魚灯のために使用する消費電力の総和は、火船一隻につき八キロワット以下でなければならない。

(7) 附属船に関する事項は、次のとおりとする。

イ 愛媛県沖合海域においては、次のとおりとする。

(i) 附属船の隻数は、五隻以内でなければならない。

(ii) 運搬船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

(iii) (i) 及び (ii) の規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、(i) 及び (ii) に定める隻数の範囲を超えて使用することができる。

(iv) (iii) の承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

(v) 火船の隻数は、三隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船として使用してはならない。

ロ 大分県、宮崎県及び高知県沖合海域においては、次のとおりとする。

(i) 附属船の隻数は、四隻以内でなければならない。

(ii) 運搬船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

(iii) (i) 及び (ii) の規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、(i) 及び (ii) に定める隻数の範囲を超えて使用することができる。

(iv) (iii) の承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておか

なければならない。

- (v) 火船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船として使用してはならない。

(北部日本海海区)

- (1) 集魚灯のために使用する発電機の総設備容量は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならない。

- (2) 北海道沖合海域においては、集魚灯を使用して操業してはならない。

- (3) 附属船に関する事項は、次のとおりとする。

イ 附属船の隻数は、四隻以内でなければならない。

ロ 運搬船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、イ及びロに定める隻数の範囲を超えて使用することができる。

二 ハの承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

ホ 火船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船として使用してはならない。

(中部日本海海区)

(1) 石川県の最大高潮時海岸線から沖合四海里以内の海域においては周年、同海岸線から沖合四海里以遠七海里以内の海域においては毎年四月一日から十二月三十一日までの間は、集魚灯を使用して操業してはならない。

(2) 次のイの点からハの点に至る線、福井県三方上中郡若狭町御神島北端を中心とする半径三・五海里の円弧のうちハの点と二の点との間の部分であつて北に位置するもの、二からへまでの点を順次に結ぶ線及びへとの点からトの点を通る線から成る線以南の福井県沖合海域（毎年十月一日から翌年四月三十日までの間にあつては、同県三方郡美浜町特牛埼突端北北西の線以東の最大高潮時海岸線から沖合三千メートル以内の海域）においては、集魚灯を使用して操業してはならない。

イ 福井県丹生郡越前町干飯埼突端

ロ 福井県三方郡美浜町特牛埼突端

ハ 福井県三方上中郡若狭町御神島北端を中心とする半径三・五海里の円弧と同県丹生郡越前町干飯埼突端から同県小浜市松ヶ埼突端に至る線との交点のうち東に位置するもの

ニ 福井県三方上中郡若狭町御神島北端を中心とする半径三・五海里の円弧と同県敦賀市立石岬突端から同県大飯郡高浜町押廻埼突端に至る線との交点のうち西に位置するもの

ホ ハの点から福井県大飯郡高浜町押廻埼突端に至る線と同県三方上中郡若狭町御神島北端から京都府舞鶴市毛島北端に至る線との交点

ヘ 二の点から京都府舞鶴市毛島北端に至る線と最大高潮時海岸線上福井県京都府境界正北四海里の点から福井県小浜市長崎突端に至る線との交点

ト 最大高潮時海岸線上福井県京都府境界正北四海里の点

(3) 福井県の最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域においては、集魚灯を使用して操業してはならない。

(4) 次のイの点からロの点に至る線以南の海域、ロの点からハの点に至る線以東の海域及びハの点から二の点に至る線以東の海域においては、毎年十月一日から翌年四月三十日まで集魚灯を使用して操業してはならない。

イ 福井石川両県界にまたがる大聖寺川河口中央点から北西三千メートルの点

ロ 福井県坂井市雄島北端から正北三千メートルの点

ハ 福井県丹生郡越前町越前岬突端から正西三千メートルの点

二 福井県小浜市松ヶ崎北端と同県丹生郡越前町干飯崎突端を結ぶ線上同突端から三千メートルの点

(5) 福井県の最大高潮時海岸線から沖合四海里以内の海域のうち、同県丹生郡越前町干飯崎突端から同県小浜市松ヶ崎突端に至る線のうち干飯崎突端から十二海里までの部分以北の海域においては毎年五月一日から九月三十日までの間、同海岸線から沖合三千メートル以内の部分においては毎年十月一日から翌年四月三十日までの間は、集魚灯を使用して操業してはならない。

(6) 京都府京丹後市経ヶ岬灯台から同灯台正北六海里の点及び同府舞鶴市沖ノ島北端を経て福井県大飯郡おおい町鋸崎突端に至る線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた海域のうち京都府沖合海域にお

いては、集魚灯を使用して操業してはならない。

(7) 京都府京丹後市経ヶ岬灯台正北の線以西の同府の最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域において、集魚灯を使用して操業してはならない。

(8) 兵庫県沖合海域においては、集魚灯を使用して操業してはならない。

(9) 京都府京丹後市経ヶ岬灯台正北の線以西の同府及び兵庫県の最大高潮時海岸線から沖合六海里以内の海域においては、集魚灯を使用して操業してはならない。

(10) 集魚灯のために使用する発電機の総設備容量は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならぬ。

(11) 附属船に関する事項は、次のとおりとする。

イ 附属船の隻数は、四隻以内でなければならない。

ロ 運搬船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、イ及びロに定める

隻数の範囲を超えて使用することができる。

二 八の承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

ホ 火船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船として使用してはならない。

(西部日本海海区)

(1) 集魚灯のために使用する消費電力の総和は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならない。ただし、外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合は、この限りでない。

(2) 附属船に関する事項は、次のとおりとする。

イ 附属船の隻数は、四隻以内でなければならない。

ロ 運搬船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、イ及びロに定める



隻数の範囲を超えて使用することができる。

二 八の承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

ホ 火船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船として使用してはならない。

(九州西部海区)

(1) 火船以外の船舶に集魚灯の設備をしてはならない。

(2) 集魚灯のために使用する消費電力の総和は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならない。ただし、外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合は、この限りでない。

(3) 次に掲げる海域においては、集魚灯に使用する消費電力の総和は、火船一隻につき六キロワット以下でなければならない。

イ 佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県壱岐市長者原埼突端及び同市若宮灯台を経て同県対馬市神埼灯台に至る線と同県佐世保市鹿町町と同市小佐々町の境界線上にある金比羅岳頂上から同県五島市

大瀬埼灯台に至る線及び同灯台正西の線から成る線との両線間の海域のうち、最大高潮時海岸線から沖合八海里以内の海域、同県対馬市対馬黒島灯台から同県北松浦郡小値賀町斑島灯台に至る線以東の海域及び同町五島白瀬灯台から同県五島市嵯峨島西端に至る線以東の海域

ロ 長崎県佐世保市鹿町町と同市小佐々町の境界線上にある金比羅岳頂上から同県五島市大瀬埼灯台及び同灯台正西十海里の点を経て鹿児島県いちき串木野市羽島埼突端に至る線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた海域のうち長崎県沖合海域

(4) 附属船に関する事項は、次のとおりとする。

イ 附属船の隻数は、五隻以内でなければならない。

ロ 運搬船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、イ及びロに定める隻数の範囲を超えて使用することができる。

二 ハの承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかな

ければならない。

ホ 火船の隻数は二隻以内、魚探船の隻数は一隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船又は魚探船として使用してはならない。

(東海黄海区)

(1) 火船以外の船舶に集魚灯の設備をしてはならない。

(2) 集魚灯のために使用する消費電力の総和は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならない。ただし、外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合は、この限りでない。

(3) 長崎県佐世保市鹿町町と同市小佐々町の境界線上にある金比羅岳頂上から同県五島市大瀬崎灯台及び同灯台正西十海里の点を経て鹿児島県いちき串木野市羽島埼突端に至る線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた海域においては、集魚灯に使用する消費電力の総和は火船一隻につき六キロワット以下でなければならない。

(4) 附属船に関する事項は、次のとおりとする。

イ 附属船の隻数は、五隻以内でなければならない。

ロ 運搬船の隻数は、三隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、イ及びロに定める隻数の範囲を超えて使用することができる。

二 ハの承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

ホ 火船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船として使用してはならない。

(太平洋中央海区)

(1) 漁獲物を許可船舶から他の船舶へ転載してはならない。ただし、次のいずれかの場合には、この限りでない。

イ 港内において転載する場合

ロ 船舶の損傷その他やむを得ない事情がある場合

(2) 網規模は、浮子網の長さが二千メートル以内でなければならない。

(3) 中西部太平洋条約海域のうち我が国排他的経済水域を除く海域及びその海域に沿う港の港内において、中西部太平洋条約第一条(c)に規定する委員会に登録された船舶以外の船舶から燃料、漁具その他の漁業用資材の補給を受けてはならない。

(4) 次に掲げる海域において、他の船舶から燃料、漁具その他の漁業用資材の補給を受けてはならない。  
ア インドネシア、パプアニューギニア、パラオ及びミクロネシアの排他的経済水域によって囲まれた公海

イ キリバス、ソロモン、ツバル、ナウル、パプアニューギニア、フィジー、マーシャル及びミクロ

ネシアの排他的経済水域によって囲まれた公海

#### 4 その他

外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合には、当該外国の入漁許可を受けるとともに、当該外国の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他の当該外国の法令を遵守しなければならない。

(北部太平洋海区、中部太平洋海区、南部太平洋海区、北部日本海海区、中部日本海海区、西部日本海海区、九州西部海区及び東海黄海海区)

(1) 農林水産大臣が、漁場の安定的な利用関係の確保のため必要があると認めて衛星船位測定送信機を備え付けることを命じたときは、当該命令に従って衛星船位測定送信機を当該許可に係る指定漁業の用に供される船舶内に備え付けなければならない。この場合において、衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、操業し又は航行する期間中は、衛星船位測定送信機を常時作動させなければならない。

(2) 漁業監督官が、(1)により得られた情報その他の情報により、操業の区域に関する制限又は禁止の措置に違反している疑いがあると認めて、操業が認められていない区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。）から退去するよう指示したときは、これに従わなければならない。

(北部太平洋海区及び中部太平洋海区)

(1) 中西部太平洋条約に基づく保存管理措置を遵守するため、この条約の締約国であり、かつ、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（平成十八年条約第十号。以下「国連公海漁業協定」という。）の締約国である国により正当に権限を与えられた検査官が、公海水域において乗船及び検査の受入れを要請した場合であつて、漁業監督官が当該検査官を乗船させることを指示したときは、当該指示に従つて当該検査官を乗船させなければならない。

(2) (1)により乗船した検査官が行う検査（漁船、漁具、装置、設備並びに漁獲物及びその製品の検査、漁業の許可証その他の関係書類の閲覧並びに必要な限度における物件の集取を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(3) (1)により漁業監督官の指示があつた場合において、当該漁業監督官がその指定する港への移動を指示したときは、これに従わなければならない。

（太平洋中央海区）

(1) 大西洋のまぐる類の保存のための国際条約（昭和四十四年条約第一号）、千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によつて設置された全米熱帯まぐる類委員会の強化のための条約（平成二十一年条約第十号）、みなみまぐるの保存のための条約（平成六年条約第三号）及び中西部太平洋条約に基づく保存管理措置を遵守するため、これらの条約の締約国であり、かつ、国連公海漁業協定の締約国である国により正当に権限を与えられた検査官が、公海水域において乗船及び検査の受入れを要請した場合であつて、漁業監督官が当該検査官を乗船させることを指示したときは、当該指示に従つて当該検査官を乗船させなければならない。

(2) (1)により乗船した検査官が行う検査（漁船、漁具、装置、設備並びに漁獲物及びその製品の検査、漁業の許可証その他の関係書類の閲覧並びに必要な限度における物件の集取を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(3) (1)により漁業監督官の指示があつた場合において、当該漁業監督官がその指定する港への移動を指示したときは、これに従わなければならない。

（インド洋海区）



(1) 大西洋のまぐる類の保存のための国際条約、千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によつて設置された全米熱帯まぐる類委員会の強化のための条約、みなみまぐるの保存のための条約及び中西部太平洋条約に基づく保存管理措置を遵守するため、これらの条約の締約国であり、かつ、国連公海漁業協定の締約国である国により正当に権限を与えられた検査官が、公海水域において乗船及び検査の受入れを要請した場合であつて、漁業監督官が当該検査官を乗船させることを指示したときは、当該指示に従つて当該検査官を乗船させなければならない。

(2) (1)により乗船した検査官が行う検査（漁船、漁具、装置、設備並びに漁獲物及びその製品の検査、漁業の許可証その他の関係書類の閲覧並びに必要な限度における物件の集取を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(3) (1)により漁業監督官の指示があつた場合において、当該漁業監督官がその指定する港への移動を指示したときは、これに従わなければならない。

(4) 漁業調整その他公益上の必要から操業区域等に関し、漁業監督官が必要な事項を指示したときは、これに従わなければならない。

(5) 漁獲物又はその製品の陸揚げに関し、漁業監督官が必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

(施行上の注意)

傍線部分は公示日とし、波線部分は公示日から起算して三箇月を経過した日とする。



(5) 遠洋かつお・まぐろ漁業についての許可又は起業の認可に関する公示について

遠洋かつお・まぐろ漁業の許可の有効期間は、平成24年7月31日に満了することとなっており、同年8月1日に新たな許可又は起業の認可をする必要がある。このため、別紙の告示案のとおり当該許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたい。

公示隻数は次のとおりである。

361隻

漁業の方法を浮きはえ縄とするもの

315隻

漁業の方法を釣りとするもの

46隻



○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、遠洋かつお・まぐろ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数

操業区域	漁業の方法	総トン数		隻数	備考 (階層名)
		旧トン数	新トン数		
操業区域（別記の操業区域をいう。）の 一から八まで	浮きはえ縄	八〇トン以上	一二〇トン以上	二八	(一)
		一二〇トン未満	二〇〇トン未満		
		八〇トン以上	一二〇トン以上	五	(二)
		一八〇トン未満	二六〇トン未満		

釣り								
	八〇トン以上	五八〇トン未満 八〇トン以上	五〇〇トン未満 八〇トン以上	四二〇トン未満 八〇トン以上	三六〇トン未満 八〇トン以上	三〇〇トン未満 八〇トン以上	二四〇トン未満 八〇トン以上	八〇トン以上
	一二〇トン以上	六六〇トン未満 一二〇トン以上	五八〇トン未満 一二〇トン以上	五〇〇トン未満 一二〇トン以上	四四〇トン未満 一二〇トン以上	三八〇トン未満 一二〇トン以上	三二〇トン未満 一二〇トン以上	一二〇トン以上
		二	七	四 一	一 四 八	七 四	一 〇	
	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)		



六六〇トン未満 八〇トン以上	五〇〇トン未満 八〇トン以上	四二〇トン未満 八〇トン以上	三六〇トン未満 八〇トン以上	三〇〇トン未満 八〇トン以上	二四〇トン未満 八〇トン以上	一八〇トン未満 八〇トン以上
六六〇トン未満 一二〇トン以上	五〇〇トン未満 一二〇トン以上	四二〇トン未満 一二〇トン以上	三六〇トン未満 一二〇トン以上	三〇〇トン未満 一二〇トン以上	二四〇トン未満 一二〇トン以上	一八〇トン未満 一二〇トン以上
六	一八	三	一	一	二	一五
(八)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年 月 日から同年 月 日まで

備考

- 1 この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。
- 2 「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、おむむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。
  - 一 外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合には、当該外国の入漁許可を受けるとともに、当該外国の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規制その他の当該外国の法令を遵守しなければならない。

二 漁場の秩序を維持し、又は国際取決めを遵守するため、漁業監督官が必要があると認めて漁業の操業について指示をした場合には、これに従わなければならない。

三 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（昭和四十四年条約第一号）、千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（平成二十一年条約第十号）、みなみまぐろの保存のための条約（平成六年条約第三号）、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定（平成八年条約第三号）及び西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（平成十七年条約第九号）に基づく資源保存管理措置を遵守するため、これらの条約の締約国であり、かつ、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（平成十八年条約第十号）の締約国である国により正当に権限を与えられた検査官が、公海水域において乗船及び検査の受入れを要請した場合であつて、漁業監督官が当該検査官を乗船させることを指示したときは、当該指示に従つて当該検査官を乗船させなければならない。

四 三により乗船した検査官が行う検査（漁船、漁具、装置、設備並びに漁獲物及びその製品の検査、漁業の許可証その他の関係書類の閲覧並びに必要な限度における物件の集取を含む。）を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

五 三により漁業監督官の指示があつた場合において、当該漁業監督官がその指定する港への移動を指示したときは、これに従わなければならない。

六 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第三条１に規定する海域のうち我が国の排他的経済水域を除く海域及び当該海域に沿う港の港内において、同条約第一条(c)に規定する委員会に登録された船舶以外の船舶から燃料、漁具その他の漁業用資材の補給を受けてはならない。

#### 別記 操業区域

一 第一海区 オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線

ら南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点から南緯四度西経百三十度の点に至る直線、南緯四度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線及び南緯四度以北の西経百五十度の線から成る線以西の太平洋の海域

二 第二海区 オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯四十五度東経八十度に至る直線、南緯四十五度東経八十度の点から南緯四十五度東経三十度の点に至る直線及び南緯四十五度東経三十度の点から東経三十度の線とアフリカ大陸南海岸線との交点に至る直線から成る線以北のインド洋の海域

三 第三海区 北緯三十度の線以北、西経四十五度の線以东の大西洋の海域（地中海を含む。）

四 第四海区 アフリカ大陸の西海岸線と北緯三十度の線との交点から北緯三十度西経四十五度の点に至る直線、北緯三十度西経四十五度の点から北緯十度西経四十五度の点に至る直線、北緯十度西経四十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯十度西経四十五度の点に至る直線、北緯十度西経四十五度の点から北緯三十度西経四十五度の点に至る直線、北緯三十度西経四十五度の点から北緯三十度西経百三十度の点に至る直線、北緯三十度西経百三十度の点から南緯四度西経百三十度の点に至る直線、南緯四度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線及び南緯四度以北の西経百五十度の線から成る線以西の太平洋の海域

ら赤道と西経三十度との交点に至る直線、赤道と西経三十度との交点から赤道と西経二十五度との交点に至る直線、赤道と西経二十五度との交点から南緯五十度西経二十五度の点に至る直線、南緯五十度西経二十五度の点から南緯五十度東経三十度の点に至る直線及び南緯五十度東経三十度の点からアフリカ大陸の南海岸線と東経三十度の線との交点に至る直線から成る線以東の大西洋の海域

五 第五海区 北緯三十五度以北の西経四十五度の線、北緯三十五度西経四十五度の点から北緯三十五度西経六十五度の点に至る直線、北緯三十五度西経六十五度の点から北緯二十度西経六十五度の点に至る直線及び北緯二十度西経六十五度の点以西の北緯二十度の線から成る線以西の大西洋の海域

六 第六海区 西経六十五度以西の北緯二十度の線、北緯二十度西経六十五度の点から北緯三十五度西経六十五度の点に至る直線、北緯三十五度西経六十五度の点から北緯十度西経四十五度の点に至る直線、北緯十度西経四十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度と

の交点に至る直線、赤道と西経二十五度との交点から南緯五十度西経二十五度の点に至る直線、南緯五十度西経二十五度の点から南緯五十度西経五十度の点に至る直線、南緯五十度西経五十度の点から南緯六十度西経五十度の点に至る直線、南緯六十度西経五十度の点から南緯六十度西経六十七度十六分の点に至る直線及び南緯六十度西経六十七度十六分の点から南アメリカ大陸の南海岸線と西経六十七度十六分の線との交点に至る直線から成る線以西の大西洋の海域

七 第七海区 南アメリカ大陸の南海岸線と西経六十七度十六分の交点から南緯六十度西経六十七度十六分の点に至る直線、南緯六十度西経六十七度十六分の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯四十度西経百三十度の点から南緯四十度西経百五十度の線から成る線以东の太平洋の海域

八 第八海区 第一海区から第七海区までを除く全海域

(施行上の注意)

傍線部分は公示日とし、波線部分は公示日から起算して三箇月を経過した日とする。



(6) 近海かつお・まぐろ漁業についての許可又は起業の認可に関する公示について

近海かつお・まぐろ漁業の許可の有効期間は、平成24年7月31日に満了することとなっており、同年8月1日に新たな許可又は起業の認可をする必要がある。このため、別紙の告示案のとおり当該許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたい。

公示隻数は次のとおりである。

391隻



○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、近海かつお・まぐろ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数

操業区域	漁業の方法	総トン数		隻数
		旧トン数	新トン数	
一 操業区域（別記の操業区域をいう。以下同じ。）の	浮きはえ縄	一〇トン以上	一〇トン以上	五七
		六〇トン未満	一二〇トン未満	
一	釣り	一〇トン以上	一〇トン以上	五六
		六〇トン未満	一二〇トン未満	

二 操業区域の二	浮きはえ縄及び釣り	一〇トン以上 六〇トン未満	一〇トン以上 一二〇トン未満	二
	浮きはえ縄	一〇トン以上 二〇トン未満	一〇トン以上 二〇トン未満	二七五
	浮きはえ縄及び釣り	一〇トン以上 二〇トン未満	一〇トン以上 二〇トン未満	一

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年 月 日から同年 月 日まで

備考

- 1 この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。
- 2 「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧

トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

3 この告示に係る許可又は起業の認可には、おむむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一 外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合には、当該外国の入漁許可を受けるとともに、当該外国の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規制その他の当該外国の法令を遵守しなければならない。

二 漁場の秩序を維持し、又は国際取決めを遵守するため、漁業監督官が必要があると認めて漁業の操業について指示をした場合には、これに従わなければならない。

三 千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（平成二十一年条約第十号）、みなみまぐろの保存のための条約（平成六年条約第三号）、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定（平成八年条約第三号）及び西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（平成十七年条約第九号）に基づく保存管理措置を遵守するため、これらの条約の締約国であり、かつ、分布範囲が排他的経

済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（平成十八年条約第十号）の締約国である国により正当に権限を与えられた検査官が、公海水域において乗船及び検査の受入れを要請した場合であつて、漁業監督官が当該検査官を乗船させることを指示したときは、当該指示に従つて当該検査官を乗船させなければならない。

四 三により乗船した検査官が行う検査（漁船、漁具、装置、設備並びに漁獲物及びその製品の検査、漁業の許可証その他の関係書類の閲覧並びに必要な限度における物件の集取を含む。）を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

五 三により漁業監督官の指示があつた場合において、当該漁業監督官がその指定する港への移動を指示したときは、これに従わなければならない。

六 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第三条1に規定する海域のうち我が国の排他的経済水域を除く海域及び当該海域に沿う港の港内において、同条約第一条(c)に規定する委員会に登録された船舶以外の船舶から燃料、漁具その他の漁業用資材の補給を受けて

はならない。

別記 操業区域

一 北緯五十度の線、東経百度の線及び次に掲げるイからリまでの各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（昭和五十四年十月十七日署名

）第二条1に規定する海域を除く。）

イ 北緯五十度西経百五十度の点

ロ 南緯四度西経百五十度の点

ハ 南緯四度西経百三十度の点

ニ 南緯二十五度西経百三十度の点

ホ 南緯二十五度東経百五十五度の点

ヘ 南緯十一度三十分東経百二十九度の点

ト 南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点

チ 南緯十度東経百十三度二十八分の点

リ、南緯十度東經百度の点

二 一の海域のうち、北緯五十度の線、北緯二十度の線、西經百五十度の線及び東經百七十度の線により  
囲まれた海域並びに我が国の排他的經濟水域、領海及び内水並びに我が国の排他的經濟水域によつて囲  
まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的經濟水域及び領海を除く。）を除く海域



(施行上の注意)

傍線部分は公示日とし、波線部分は公示日から起算して三箇月を経過した日とする。



(7) 北太平洋さんま漁業についての許可又は起業の認可に関する公示について

北太平洋さんま漁業の許可の有効期間は、平成24年7月31日に満了することとなっており、同年8月1日に新たな許可又は起業の認可をする必要がある。このため、別紙の告示案のとおり当該許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたい。

公示隻数は次のとおりである。

220隻



○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、北太平洋さんま漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数

一〇トン以上二〇〇トン未満の船舶 二二〇隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年 月 日から同年 月 日まで

備考

- 1 この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。
- 2 水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため当該船舶の大型化を図る。

ことが適当であると認められた場合には、当該船舶の総トン数は、当該総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数とみなす。

3 この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一 日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定（昭和五十九年条約第十一号）第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域において操業する場合には、ロシア連邦の入漁許可を受けるとともに、ロシア連邦の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他のロシア連邦の法令を遵守しなければならない。

二 公海において、さけ・ます類を偶然に漁獲した場合には、速やかにこれを海中に戻さなければならない。

三 さんま船上選別機を設置してはならない。

(施行上の注意)

傍線部分は公示日とし、波線部分は公示日から起算して三箇月を経過した日とする。





(8) 日本海べにずわいがに漁業についての許可又は起業の認可に関する  
公示について

日本海べにずわいがに漁業の許可の有効期間は、平成24年7月31日に満了することとなっており、同年8月1日に新たな許可又は起業の認可をする必要がある。このため、別紙の告示案のとおり当該許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたい。

公示隻数は次のとおりである。

12隻



○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、日本海べにずわいがに漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数

二〇〇トン未満の船舶 一二隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年 月 日から同年 月 日まで

備考

- 1 この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。
- 2 水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため当該船舶の大型化を図る。

ことが適当であると認められた場合には、当該船舶の総トン数は、当該総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数とみなす。

3 この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一 各連のブイのうち少なくとも一つに「べにずわい」の文字、当該許可に係る許可番号及び連番号（連ごとに付した番号をいう。以下同じ。）を明記した縦十八センチメートル、横十三センチメートルの大きさの札を付けるとともに、全てのブイに当該許可に係る許可番号及び連番号を明記しなければならない。

二 かご網の網目の内径の長さは十五センチメートル以上、かごの側面最下部に形成される菱形の網目の対角線のうちかご枠底縁と平行となるものの長さの総和を当該網目の数で除して得た値及び当該網目の当該対角線以外の対角線の長さの総和を当該網目の数で除して得た値はいずれも十センチメートル以上でなければならない。

三 音波浮上式ブイを使用してはならない。

四 水深八百メートル以浅の水域においては、操業してはならない。

五 外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合には、当該外国の入漁許可を受けるとともに、当該外国の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他の当該外国の法令を遵守しなければならない。

六 北緯四十一度三十四分四十三・四秒東経百三十一度二十七分三十三・二秒の点、北緯三十八度三十分六分四十八秒東経百三十二度三十分四十八秒東経百二十九度三十分三十秒の点、北緯三十八度三十六分四十八秒東経百三十二度三十分六分五十二秒の点、北緯三十九度四十五分三十四・二秒東経百三十三度二十一分四・一秒の点、北緯三十九度四十七分三十秒東経百三十三度十三分四十二秒の点及び北緯四十一度三十四分四十三・四秒東経百三十一度二十七分三十三・二秒の点を順次に直線で結んだ線により囲まれた水域においては、操業してはならない。

七 八により衛星船位測定送信機を備え付けることを命じられた場合を除き、自船の位置が常に明らかとなる自動記録装置付きの船位測定機器を船舶内に備え付け、操業し又は航行する期間中、毎正時自船の位置を記録するとともに、毎年七月三十一日までに当該記録を農林水産大臣に提出しなければならない。

らない。

八 農林水産大臣が、漁場の安定的な利用関係の確保のため必要があると認めて衛星船位測定送信機を備え付けることを命じたときは、当該命令に従って衛星船位測定送信機を当該許可に係る指定漁業の用に供される船舶内に備え付けなければならない。この場合において、衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、操業し又は航行する期間中は、衛星船位測定送信機を常時作動させなければならない。

九 漁業監督官が、八により得られた情報その他の情報により、操業の区域に関する制限又は禁止の措置に違反している疑いがあると認めて、操業が認められていない区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。）から退去するよう指示したときは、これに従わなければならない。

(施行上の注意)

傍線部分は公示日とし、波線部分は公示日から起算して三箇月を経過した日とする。





(9) いか釣り漁業についての許可又は起業の認可に関する公示について

いか釣り漁業の許可の有効期間は、平成24年7月31日に満了することとなっており、同年8月1日に新たな許可又は起業の認可をする必要がある。このため、別紙の告示案のとおり当該許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたい。

公示隻数は次のとおりである。

197隻



○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、いか釣り漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数

一九七隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年 月 日から同年 月 日まで

備考

- 1 この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。
- 2 この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一 日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の關係に関する協定（昭和五十九年条約第十一号。以下「協定」という。）第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域において操業する場合には、ロシア連邦の入漁許可を受けるとともに、ロシア連邦の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他のロシア連邦の法令を遵守しなければならない。

二 一に規定するもののほか、外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合には、当該外国の入漁許可を受けるとともに、当該外国の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他の当該外国の法令を遵守しなければならない。

三 七のへに掲げる海域において操業する場合には、水中で使用する集魚灯を使用してはならない。

四 集魚灯を全て設備した状態で、その消費電力の総和が二百五十キロワットを超えてはならない。

五 自動いか釣り機の設置台数は、三十四台以内とする。

六 公海において、さけ・ます類を偶然に漁獲した場合には、速やかにこれを海中に戻さなければならない。

七 次に掲げる海域における操業は、禁止する。

イ 北緯四十六度九秒の線以南のオホーツク海の海域

ロ 北海道久遠郡せたな町茂津多岬灯台中心点正北の線以東、北緯四十五度四十分八秒の線以南の日

本海  
の  
海  
域

ハ 次の点を順次に直線で結ぶ線と陸岸により囲まれた海域

(i) 最大高潮時海岸線上北海道広尾幌泉両郡界

(ii) 最大高潮時海岸線上北海道広尾幌泉両郡界百六度三十分二十海里の点

(iii) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点南東三十海里の点

(iv) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点南西三十海里の点

(v) 北海道様似郡様似町様似港西防波堤灯台中心点南西十七海里の点

(vi) 最大高潮時海岸線上北海道沙流勇払両郡界二百六度五十五分十五海里の点

(vii) 最大高潮時海岸線上北海道沙流勇払両郡界

二 青森県八戸市鮫角灯台中心点真方位九十度線以北の海域のうち、同灯台中心点から沖合三十海里

以内の海域

ホ 北緯二十度の線以北、東経百六十九度五十九分四十四秒以西の太平洋の海域のうち、次の点を順次に直線で結ぶ線以西の海域（日本海、黄海及び東シナ海の海域を除く。）及び長崎県長崎市野母崎突端正西の線以南の海域

(i) 北緯二十度東経百四十一度五十九分四十八秒

(ii) 北緯三十五度十二秒東経百四十一度五十九分四十八秒

(iii) 北緯三十五度十二秒東経百四十一度五十九分四十八秒と北緯四十度十一秒東経百四十三度五十九分四十六秒を直線で結ぶ線と宮城県石巻市金華山頂上を通る緯度線との交点

(iv) 宮城県石巻市金華山頂上

ハ 東経百三十五度五十九分四十九秒以西の北緯四十一度九秒の線、次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線及び北緯三十度十三秒以北の東経百二十五度五十九分五十三秒の線並びに陸岸により囲まれた海域から協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域を除いた海域のうち、日本国の排他的経済水域並びに漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（平成十

一年条約第三号) 第九条第一項及び第二項に規定する水域

- (i) 北緯四十一度九秒東経百三十五度五十九分四十九秒の点
- (ii) 北緯四十七度七秒東経百四十度五十九分四十六秒の点
- (iii) 北緯四十七度七秒東経百四十一度五十九分四十五秒の点
- (iv) 北緯四十六度八秒東経百四十一度五十九分四十六秒の点
- (v) 北緯四十六度九秒東経百四十九度五十九分四十三秒の点
- (vi) 北緯四十四度九秒東経百四十八度五十九分四十三秒の点
- (vii) 北緯四十度十一秒東経百四十三度五十九分四十六秒の点
- (viii) 北緯三十五度十二秒東経百四十一度五十九分四十八秒の点
- (ix) 北緯三十度十三秒東経百三十一度五十九分五十一秒の点
- (x) 北緯三十度十三秒東経百二十五度五十九分五十三秒の点

八 北緯二十度の線以北、東経百六十九度五十九分四十四秒の線以西の太平洋の海域においては、毎年

三月一日から四月三十日までの間は、いかの採捕を目的として操業してはならない。

九 農林水産大臣が、漁場の安定的な利用関係の確保のため必要があると認めて衛星船位測定送信機を備え付けることを命じたときは、当該命令に従つて衛星船位測定送信機を当該許可に係る指定漁業の用に供される船舶内に備え付けなければならない。この場合において、衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、操業し又は航行する期間中は、衛星船位測定送信機を常時作動させなければならない。

十 漁業監督官が、九により得られた情報その他の情報により、操業の区域に関する制限又は禁止の措置に違反している疑いがあると認めて、操業が認められていない区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。）から退去するよう指示したときは、これに従わなければならない。



(施行上の注意)

傍線部分は公示日とし、波線部分は公示日から起算して三箇月を経過した日とする。

